

広報

令和2年
11月27日

イラストの市町村はどこでしょう
～山形県の市町村～

日本一の規模を誇る観光ダリヤ園がある町で、作家 井上ひさし氏の出身地でもあります。



答えは最後のページにあります。

No. 552

ふながた

お知らせ版

防災行政無線についてお知らせ

◆防災行政無線（戸別受信機）が聞こえない場合

例として、「戸別受信機の放送が聞こえない」、「音が途切れる」、「放送中に雑音が入り途中から聞こえなくなる」などの音声が聞こえない症状があります。

原因として、テレビ等の家電製品などが電波の受信に影響を与えていることがありますので、設置場所を家電から離し、窓際などに移動させ、アンテナを伸ばしてください。

改善しない場合は、電波の受信状況を確認し、外部アンテナを設置しますので、町住民税務課危機管理室までご連絡ください。

※外部アンテナを設置する場合は、外壁に配線用の穴をあけますのでご了承ください。

◆防災行政無線（戸別受信機）の電池交換

戸別受信機を更新してからまもなく1年が経過します。各家庭に設置している戸別受信機の電池を長年入れたままにしておくと、電池からの液漏れで受信機の故障の原因になります。故障を防ぐためにも、年に一度は電池交換をしてください。

※電池の交換については、「防災行政無線個別受信機の使い方」を確認してください。

◆防災行政無線の内容をメールで確認する

次の手順で登録することができます。

▼配信内容／行政情報・防災気象情報・鳥獣被害情報・火災情報

▼登録方法／1. 空メールを送信します

PC・スマートフォンの場合

<https://plus.sugumail.com/usr/funagata/home>

フューチャーフォン（ガラケー）の場合

<https://m.sugumail.com/m/funagata/home>

2. 届いたメールからURLを選択し登録に進みます

3. 利用規約の確認と配信カテゴリの選択

4. 入力内容を確認し登録します。その後登録完了のメールが届きます



▲PC・スマートフォン



▲フューチャーフォン（ガラケー）

◆防災行政無線の内容を電話で確認する

防災行政無線で放送された内容を電話で確認するには、次の電話番号にかけることで確認することができます。※別途通話料がかかります。

☎ (32) 2112 または ☎ (32) 2113

▼問い合わせ／舟形町住民税務課危機管理室 ☎ (32) 0155

町県民税申告および所得税申告相談

令和3年度町県民税（住民税）申告及び令和2年分確定申告が2月から始まります。今年度の申告相談についてお知らせします。

▼申告期間／令和3年2月8日（月）～3月15日（月） 午前9時～午後4時まで

▼会場／2月8日～10日、12日 農村環境改善センター2階研修室
2月16日～18日 生涯学習センター2階多目的集会室
2月22日～ 舟形町役場3階会議室

▼持ち物／・申告する方の印鑑

・マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の書類2点を必ずお持ちください。

1. マイナンバーを確認できる書類（通知カードやマイナンバーの記載がある住民票等）
2. 身元確認書類（運転免許証、保険証、パスポート等）

円滑に申告相談を進行できるようにご協力ください

- ・新型コロナウイルス感染症感染予防対策として、マスクの着用、検温・手指の消毒・氏名・健康チェックの記入にご協力ください。
- ・お待ちいただけるスペースが限られていますので、ご自分の地区の申告相談日を確認のうえ、その日においでください。
- ・適切で迅速な申告を行えるように事前に農業ノートの作成や資料等（収入収支のわかるもの、生命保険料などの控除証明書、医療費控除の明細書（通知書）等）の準備をお願いします。申告相談会場では、受付順に申告相談を行い、申告が必要な方からはその場で申告書を提出いただきます。

【町県民税（住民税）の申告時期】

相談日	町内名	時間	場所	相談日	町内名	時間	場所
2/8(月)	実栗屋・瀬脇・横山	午前9時～正午	農村環境改善センター2階研修室	2/22(月)	舟形第1	午前9時～午後4時	役場3階会議室
	真木野・新堀・西又・松橋	午後1時～午後4時		2/24(水)	舟形第2	午前9時～午後4時	
2/9(火)	堀内	午前9時～正午		2/25(木)	舟形第3	午前9時～午後4時	
	洲崎	午後1時～午後4時		2/26(金)	舟形第4	午前9時～午後4時	
2/10(水)	富田第1	午前9時～正午		3/1(月)	大平・小松	午前9時～午後4時	
	富田第2	午後1時～午後4時		3/2(火)	経壇原	午前9時～午後4時	
2/12(金)	長者原	午前9時～正午		3/3(水)	太折・向山	午前9時～午後4時	
	福寿野・馬形	午後1時～午後4時		3/4(木)	一の関	午前9時～午後4時	
2/16(火)	野・幅	午前9時～正午		3/5(金)	紫山	午前9時～午後4時	
	長尾	午後1時～午後4時		3/8(月)	木友・鼠沢	午前9時～午後4時	
2/17(水)	内山	午前9時～正午	3/9(火)	沖の原	午前9時～午後4時		
	長沢第1	午後1時～午後4時	3/10(水)	西堀	午前9時～午後4時		
2/18(木)	長沢第2	午前9時～正午	3/11(木)	予備日	午前9時～午後4時		
	長沢第3	午後1時～午後4時	～15(月)				

▼問い合わせ／舟形町住民税務課税務係 ☎ (32) 0466

令和3年度舟形町会計年度任用職員募集

町では効率的な行政を目指すため、令和3年度会計年度任用職員を公募します。会計年度任用職員募集の詳細については次のとおりです。

- 応募受付期間／12月1日（火）～12月25日（金）
- 募集職種および登録資格要件並びに主な勤務内容／【別表】のとおり
- 応募資格／・別表の登録資格要件を満たす方
- 申請書類／・令和3年度舟形町会計年度任用職員登録申請書
（総務課に準備しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。）
・履歴書（A3版、写真貼付）
・資格を必要とする職種は資格免許の写し
- 登録有効期間／令和3年4月1日より1年間
- 選考内容／書類選考および面接により採用を決定します。
- 勤務条件／「舟形町会計年度任用職員の勤務時間、休暇規則」によるものとします。
- 報酬等／「舟形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」により、報酬と手当、費用弁償（通勤手当）を支給するものとします。
- 任用根拠等／地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づき任用される非常勤職員です。
地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。
- その他／・提出書類は、原則として返却しません。
・勤務場所を指定することはできません。
詳しくは問い合わせください。

【別表】

職 種	登録資格要件	主な勤務内容	社会保険等 加入の有無
事務補助員	高校卒業以上	・役場での事務補助など 週5日、1日7時間勤務 報酬は月額119,490円以上	有
農業振興専門員	高校卒業以上 （※営農指導の 経験がある方）	・役場での新規就農者等に対する経営指導など 週5日、1日7時間勤務 報酬は月額180,550円以上	
主任介護支援専門員 または 社会福祉士	有資格者	・地域包括支援センターでの介護サービス 計画書作成など 週5日、1日7時間勤務 報酬は月額180,550円以上	
保育士 または 看護師	有資格者	・子育て支援センターでの保育や看護業務 週2日以上4日以内、1日7時間45分勤務 報酬は月額131,760円以上 （※週4日、1日7時間45分勤務の場合）	
集落支援員	高校卒業以上	・生涯学習センターまたは農村環境改善 センターでの地域支援活動など 週5日、1日7時間勤務 報酬は月額160,680円以上	
厚生員	高校卒業以上	・学童保育所での保育業務 週6日、1日7時間以内（週35時間）勤務 報酬は月額119,490円以上	
学校教育指導員	要教員免許	・教育委員会での学校教育現場への指導など 週4日、1日7時間勤務 報酬は月額220,560円	
特別支援教育支援員	要教員免許 （小・中学校）	・学校での児童生徒への教育支援 週5日、1日7時間勤務 報酬は月額180,550円以上	

令和2年度町道除雪の 作業内容と出動基準

▼新雪（早朝）除雪／

新雪時降積雪深が10cm以上観測された時、もしくは予想されるとき。判断時間は原則午前1時30分と午前4時。その判断は、受託業者が行い、午前1時30分の判断で出動した場合の作業終了時刻は午前7時30分とします。

▼新雪（日中）除雪／

現場管理者（東部：株式会社 八鍬建設、西南部：有限会社 丸産機興）が道路パトロールを行い、新積雪深が10cmに達した場合出動する。日中除雪は原則として午後6時まで完了とします。

▼拡幅除雪・路面整正・運搬排雪・雪崩処理／

現場管理者が道路パトロールを行い、地域整備課と協議のうえ出動します。

<工 区>

工 区	除雪場所	距 離	受託業者
1工区	野・幅・内山～長尾地区	6,843m	株式会社 伊藤組
2工区	長沢第1、2、3・内山・経壇原地区	12,670m	株式会社 伊藤組
3工区	舟形・町営住宅・定住促進団地・一の関地区	5,631m	有限会社 丸産機興
4工区	一の関～大平・向山・紫山・向屋地区	9,583m	株式会社 八鍬建設
5工区	舟形・紫山・温泉・猿羽根山地区	6,773m	有限会社 門脇産業
6工区	舟形・紫山・沖の原・小松地区	6,514m	丸充建設 株式会社
7工区	舟形・西堀・太折地区	8,446m	有限会社 丸産機興
8工区	舟形・木友・沖の原・小松・長者原地区	12,025m	有限会社 門脇産業
9工区	福寿野・馬形・富田・根渡地区	9,887m	有限会社 丸産機興
10工区	実栗屋・堀内～松橋地区	20,219m	株式会社 齋藤工務店
11工区	西堀～松橋方面 生活路線中心	4,048m	澤内建設 株式会社
12工区	長尾～沖の原方面 生活路線中心	1,930m	澤内建設 株式会社
13工区	紫山・若あゆ温泉・大平地区	5,365m	有限会社 門脇産業

▼問い合わせ／舟形町地域整備課建設整備係 ☎ (32) 0915

生後6ヵ月～64歳の方の

インフルエンザ予防接種費用の償還払いについて

町では今年度、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐために、対象年齢を拡大してインフルエンザ予防接種への費用助成を行なっています。

対象の医療機関以外で接種した場合も、助成の対象になりますので申請してください。

▼対 象／町内に住所を有する生後6ヵ月～64歳の方で、費用助成対象の医療機関以外で接種した方
※対象の医療機関については、10月9日に配布したチラシをご覧ください。

▼助 成 額／2,000円

▼申請方法／町健康福祉課③窓口で申請

▼必要なもの／・接種した際の領収書
・振込先の通帳の写し
・印鑑

代表の方が家族分
をまとめて申請する
ことも可能です。



▼問い合わせ／舟形町健康福祉課地域保健係 ☎ (32) 0810

新型コロナウイルス感染症の影響により

事業収入が減少している中小事業者等の

令和3年度固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の税負担を軽減するため、令和3年度課税分の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税を軽減します。

- ▼**対象要件**／・中小事業者等であること
・事業収入が減少していること
※令和2年2月1日～令和3年10月31日の任意の連続する3ヵ月間の事業収入が前年の同時期に比べて30%以上減少していること。
- ▼**対象資産**／・事業用家屋及び償却資産
(その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入される方など)
- ▼**軽減率**／・前年同期比 -30%以上50%未満の場合は、1/2軽減
・前年同期比 -50%以上の場合は、全額免除
- ▼**申告書様式**／申告書を郵送しますので、町住民税務課税務係までご連絡ください。
- ▼**提出書類**／・特例申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印があるもの)
※認定経営革新等支援機関等とは、認定を受けた税理士・会計士・中小企業診断士等になります。
・特例対象資産一覧表・令和3年度償却資産申告書(償却資産がある場合)
・特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書、収支内訳書等)
・収入減を証する書類(会計簿や青色申告決算書の写し等)
・その他必要な書類
- ▼**申告期間**／令和3年1月4日(月)～2月1日(月)
- ▼**注意点**／新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申告にご協力をお願いします。
- ▼**その他**／固定資産税の軽減措置として、生産性向上特別措置法に係る固定資産税標準の拡充についての軽減があります。(「事業用家屋」及び「構築物」に関しては、令和2年4月30日以降に取得したものに限りです。)
詳しくは、中小企業庁ホームページを確認ください。
- ▼**問い合わせ**／舟形町住民税務課税務係 ☎ (32) 0466



歯周疾患検診を受けましたか？

歯周病(歯周疾患)は、40歳を過ぎた人の歯を失う原因の第1位です。歯周病を予防して、生涯、自分の歯と口の健康を守り、8020(80歳で20本以上自分の歯)を目指しましょう。

対象の方には7月に受診券を郵送しています。期限が12月末までとなっていますので、受診を希望する方は、早めに受診しましょう。

- ▼**検診期間**／12月31日(木)まで
- ▼**場所**／山形県歯科医師会所属の歯科医院(町内では、デンタル美光で受診できます)
- ▼**対象**／40歳(昭和55年4月2日～昭和56年4月1日生まれの方)
50歳(昭和45年4月2日～昭和46年4月1日生まれの方)
60歳(昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生まれの方)
70歳(昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方)
- ▼**費用**／無料(費用のすべてを町が負担します)
- ▼**受診方法**／事前に歯科医院へ予約し、町から送付した「受診券」を持参ください。
- ▼**その他**／現在、歯科医院に通院中で治療中の方は対象外になります。
- ▼**問い合わせ**／舟形町健康福祉課地域保健係 ☎ (32) 0810

舟形若あゆ温泉 “特別回数券”を限定販売!!

限定700冊



今年度は、新型コロナ感染予防のため「事前予約」のみで販売します。

- ▼予約開始/12月20日(日)午前8時30分～※予約時間は午後5時30分まで
- ▼予約方法/電話で予約するか、若あゆ温泉で直接予約してください。
※予約用紙は若あゆ温泉に準備しています。
- ▼受け渡し/12月24日(木)～31日(木) ▼販売価格/4,000円(13枚綴り)
- ▼その他/1年間有効で、お一人様5冊まで
販売冊数になり次第終了となります。
- ▼予約・問い合わせ/舟形若あゆ温泉 ☎(32)3655

自宅でフレイル予防応援事業

～自分で行なった体操などに健康ポイントを付与します～

これからの季節は、外出の機会が減り自宅で過ごす時間が長くなるとともに、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されます。そのため、町では、筋力や体力の低下を予防するために、自身で体操に取り組んでいる方や、新たに取り組む方に健康ポイント付与します。

- ▼対象/筋力や体力の低下を予防するために、自身で体操に取り組んでいる方
- ▼ポイント対象期間/令和2年12月～令和3年3月まで(予定)
- ▼ポイントの付与/1日につき1P付与
- ▼記録シートの記入方法/指定の記録シートに実施した内容、時間等を記入
例)ウォーキング20分、ラジオ体操とストレッチ30分など
- ▼記録シートの配布窓口/健康福祉課③窓口、農村環境改善センター、生涯学習センター、B&G海洋センター
※郵送も可能ですのでご相談ください。

フレイル…日本老年医学会が2014年に提唱した概念で、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指します。

- ▼問い合わせ/舟形町健康福祉課地域保健係 ☎(32)0810



「舟形町農林漁業体験実習館」と「猿羽根山公園」の冬季閉鎖について

猿羽根山公園への道路は、年末年始以外除雪を行わず閉鎖する予定です。舟形町農林漁業体験実習館および猿羽根山公園内トイレも冬季間閉鎖となりますので、ご理解のほどお願いします。

- ▼閉鎖期間/12月1日(火)～3月31日(水)
- ▼問い合わせ/舟形町まちづくり課交流促進係 ☎(32)0844

冬期間の「水道・下水道料金」について

12月から来年4月までの「水道・下水道料金」は、冬期間に水道メーターの検針ができないため、見込み水量で計算した金額となります。

来年5月の検針で、冬期間に使用した水量を確定し、見込み水量との差し引きで料金を精算します。なお、冬期間の料金設定を多く(または少なく)したいとお考えの方はご連絡ください。

- ▼お問い合わせ/舟形町地域整備課水道係 ☎(32)0915



農耕作業用の小型特殊自動車を 所有されている方へ

乗用装置のあるトラクターやコンバイン、田植機、現在使用していない車両などは、道路の走行の有無にかかわらず、軽自動車税の課税対象です。

車両を取得した時は、「軽自動車税申告(報告)書件標識交付申請書」の提出が義務付けられています。まだ標識(ナンバー)の交付を受けていないという方は、申告書の提出をお願いします。同様に、廃車等の異動があった場合も忘れずに届出されるようお願いします。

※廃車届出がないと課税の対象となります。

▼課税額／年税額 2,400円

▼課税対象／・農耕作業用の小型特殊自動車(乗用装置を有し、最高速度が時速35km未満)
トラクター、コンバイン、乗用装置のある田植機など

・農耕作業用トレーラ

(最高速度が時速35km未満の農耕トラクターによりけん引されて使用されるもの)

道路運送車両法施行規則の変更により、これまで償却資産として固定資産の課税対象であったものが、軽自動車税(種別割)の課税対象となりました。

課税対象となる農耕作業用トレーラの判断基準は、農耕トラクターのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農耕機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車。

運搬用トレーラ、堆肥散布機、薬剤散布機など

▼申告方法／町住民税務課税務係に準備しています、「軽自動車税申告(報告)書件標識交付申請書」に必要事項を記入し、提出してください。

▼必要なもの／・印鑑

・車体番号、車名、型式が分かるもの

▼問い合わせ／舟形町住民税務課税務係 ☎(32)0466



灯油購入に助成します！

1世帯当たり
5,000円

町では、高齢者世帯および障がい者世帯等の低所得世帯に対して、生活の安定と経済的負担の軽減を図ることを目的に、「灯油購入助成券(1世帯当たり5,000円)」を配布します。対象は、町民税が非課税の世帯で、次の条件のいずれかに該当する世帯です。

《対象条件》

- 家族全員が65歳以上の世帯
- 障がい者等のいる世帯(身障手帳1・2級、精神福祉手帳1・2級、療育手帳所持者、要介護認定3以上)
- ひとり親世帯(18歳未満の児童と現に生活しているひとり親世帯)
- 歳末たすけあい募金支給対象世帯
- 東日本大震災による避難者世帯

※対象となる障がい者等が長期入院または施設入所中の場合を除く。

※生活保護世帯を除く。

対象となる世帯には、12月上旬から民生委員または町職員が自宅を訪問し配布します。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎(32)0655

にこにこ通信

令和2年11月 発行 第151号

舟形町子育て支援センターみらい
(ほほえみ保育園内)
☎ (32) 2120



支援センターは、月～金曜日に開館しています。
利用時間 午前9時30分～11時30分 午後3時～4時30分

12月の予定

閉館

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 おはなし 広場	4	5
6	7	8	9 あそびの 広場	10	11	12
13	14	15	16	17 おはなし 広場	18 午後休館	19
20	21	22	23 ふれあい 育児の広場 午前休館	24	25 午後休館	26
27	28	29 休館	30 休館	31 休館		

🚫 12月29日～1月4日まで年末年始の休館となります。



ぴよんぴよん跳べるよ、楽しいな。

第5回ふれあい育児の広場では、「親子で体を動かそう」をB&G海洋センターで行いました。

親子でストレッチをしたり、様々な遊具で遊んだりしました。また、広い空間で走り回るなど、たくさん体を動かして遊びました。

表紙の答え「川西町」

こころとからだ！すくすく大きくな～れ

♡感染症予防を徹底していきましょう！

いよいよ冬が近づいてきて、これから流行しやすいのが風邪やインフルエンザです。今年は、コロナウイルス感染症の影響もあるのでしっかり予防をしましょう。

ウイルスは、湿度が低くなると空気中を浮遊し、鼻や口から入りやすくなります。予防するためには、部屋の湿度を50～60%になるように調整し、こまめな換気も心掛けましょう。帰宅したら、手洗い・うがいを徹底し、インフルエンザの予防接種も済ませておくとさらに安心です。

～こんな活動をしています～

♡おはなし広場

<絵本の紹介>

『だっこだっこだーいすき』

文：かみじょう ゆみこ

0～2歳児対象の絵本です。よちよち歩きのサルの赤ちゃんがお父さんに「だっこ」とせがむとお父さんはひょいと抱き上げ「よしよし」と抱っこしてくれます。家族に順番に抱っこしてもらい最後はお母さんに。

抱っこすること、抱っこされること、双方の幸福感をかいた絵本です。

※町の読書通帳をお持ちください。



♡あそびの広場

手作りおもちゃを作ってみよう

【牛乳パックで作るよく回るコマ】

<材料>

・牛乳パック1L1本、ストロー1本、好みのテープ

<道具>

・はさみ、ホッチキス

<遊び方>

- ① 牛乳パックを切る。(14 cm×2.5 cmを4本)
- ② 2つに折る。(白面が表になるように)
- ③ 井型に組み合わせホッチキスでとめる。(中心0.3 cm×0.3 cmくらい開ける。)
- ④ 固定したら、好みのテープを貼る。
- ⑤ ストローを切る。(長さ6 cmにする。縦に切れ目を入れ中心の穴に入るよう巻き込み、テープでとめる。)
- ⑥ 中央に刺し込む。

